

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 2 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500129号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500010号

第1 結論

請求者の株式会社Aにおける平成7年10月1日から平成9年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年10月から平成9年10月までの標準報酬月額については、9万2,000円から44万円とする。

平成7年10月から平成9年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年10月1日から平成9年11月1日まで

日本年金機構から送られてきた資料によると、当時勤務していた株式会社Aの請求期間における標準報酬月額が、実際にもらっていた給料に比べ大幅に低い記録となっている。当時の給料はそれ以前と変わらなかったはずなので、請求期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

株式会社Aに係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初請求者が主張する44万円と記録されていたところ、平成9年11月21日付けで、平成7年10月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられ、事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成9年11月1日)まで継続していることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が元事業主を含む4人の取締役について確認できる。

また、このことについて元事業主は「遡及訂正処理の手続等は、当時の専務と社会保険事務所(当時)の職員が行った。自分はそのことに同意した。」と回答している。

一方、当該事業所の商業登記簿謄本により請求期間当時、請求者は取締役であったことが確認できるところ、元事業主は「請求者は、登記上は取締役であったが実質的には従業員であり、役職は製造部長であった。」と回答している上、複数の元同僚は「請求者は、取締役だが、製造部長だった。」と同様の回答をしている。

さらに、元取締役及び請求者の部下で管理職であった元同僚は「請求者は、取締役だったが、経理には関わっていなかった。」「社会保険の担当ではなかった。」とそれぞれ回答している上、複数の元同僚は「社会保険を含む人事の責任者は、別の取締役だった。」と回答していることから、請求者は社会保険事務について権限を有していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、請求期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500225号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500011号

第1 結論

請求者のA株式会社における平成16年6月10日の標準賞与額に係る記録を33万3,000円とすることが必要である。

平成16年6月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年6月10日

現在の勤務先の総務担当者から年金記録漏れがある旨の説明があり、平成16年6月支給の賞与に係る厚生年金記録が反映されていないことが判明した。当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A株式会社から提出された請求者の賞与支給記録により、請求者は平成16年6月10日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成16年*月*日から平成17年*月*日まで、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われず旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、事業主より提出された賞与支給記録における当該賞与額から33万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500226号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500012号

第1 結論

請求者のA株式会社における平成15年12月10日の標準賞与額に係る記録を41万9,000円とすることが必要である。

平成15年12月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月10日

現在の勤務先の総務担当者から年金記録漏れがある旨の説明があり、平成15年12月支給の賞与に係る厚生年金記録が反映されていないことが判明した。当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A株式会社から提出された請求者の賞与支給記録により、請求者は平成15年12月10日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成15年*月*日から平成16年*月*日まで、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、請求期間に係る賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年1月23日に処理されたことが確認でき、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付は行わない記録となっているが、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、事業主より提出された賞与支給記録における当該賞与額から、41万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500048 号
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500007 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの請求期間及び昭和 55 年 9 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 9 月

昭和 55 年当時住んでいた A 市で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付書を受け取り、同年 11 月に同市出張所で 6 か月分の保険料をまとめて納付した。保管している領収証書には、昭和 55 年度第 2 期分と第 3 期分の欄に領収印が押されているが、同年 11 月に保険料を納付したので、当時、市の職員が押印欄を間違えたのではないかと思う。

昭和 55 年 9 月から厚生年金保険の被保険者となっているので、私の年金記録では、同年 7 月及び同年 8 月のみ国民年金保険料が納付済となっているだけで、残りの 4 か月分の保険料納付はなかったことになっているが、保険料を還付された記憶はない。

請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②について、請求者が保管している「昭和 55 年度国民年金印紙代金（国民年金保険料）納入通知書兼領収証書」（以下「当時の領収証書」という。）によると、請求者は、厚生年金保険の被保険者となった昭和 55 年 9 月 2 日より後の同年 11 月 29 日に、請求期間②を含む同年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、請求者が昭和 55 年 9 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出は、昭和 56 年 1 月 20 日頃に行われており、請求者が昭和 55 年 11 月 29 日に国民年金保険料を納付した後に、同年 9 月 2 日まで遡って厚生年金保険の被保険者となったことが確認できることから、厚生年金保険の被保険者期間と重複して納付された国民年金保険料は還付されるどころ、還付を行っている場合は、オンライン化に伴い、国民年金被保険者台帳としてマイクロフィルム化して管理することとされていたが、還付した場合に保存されるべき国民年金被保険者台帳がない上、請求期間②に係る還付整理簿等はなく、オンライン記録及び請求者の国民年金被保険者名簿でも請求期間②の国民年金保険料が還付されたとする記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②を含む昭和 55 年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、請求期間②は、請求者は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、請求期間②の記録の訂正を行うことはできない。

一方、請求期間①については、請求者は、昭和 55 年当時住んでいた A 市で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付書を受け取り、同年 11 月に同市出張所で 6 か月分の保険料をまと

めて納付したと陳述しているところ、前述のとおり、請求者は同年 11 月 29 日に、請求期間①直後の同年 7 月から同年 12 月までの保険料を納付しており、オンライン記録によると、同年 7 月及び同年 8 月は保険料納付済として記録されている。

しかしながら、請求者の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として「昭和 55 年 7 月 * 日」と記載され、同手帳の国民年金の記録欄には「被保険者となった日」が「昭和 55 年 7 月 * 日」、被保険者の種別「任」と記載されていることが確認できるとともに、請求期間①当時、請求者の夫が厚生年金保険の被保険者であることを踏まえると、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、当時の領収証書によると、請求期間①の国民年金保険料は収納されていないことが確認できるが、前述のとおり、請求期間①は、A 市としては保険料を徴収することができない期間であることから、当時、市の職員が領収証書の押印欄を間違えたとは考え難い。

さらに、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が請求期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500041号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500008号

第1 結論

昭和45年*月から昭和49年6月までの請求期間及び昭和56年6月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年*月から昭和49年6月まで
② 昭和56年6月から昭和62年3月まで

請求期間①は、A町(現在は、B市)の美容室に住込みで勤務しており、自分で国民年金の加入手続を行った記憶はないが、店主が国民年金保険料を納付してくれたという例もあるので、私も20歳から保険料が納付されているはずである。20歳の春に店を辞めて実家のC市に戻った。兄弟は、自分は納付したことがないのに国民年金保険料が納付されているのは両親が何も言わずに納付してくれたからだと言っているので、私の保険料も納付されているはずである。婚姻(昭和47年10月)後は、嫁ぎ先のD村で、村の世話人が自宅に集金に来たので自分で国民年金保険料を納付していた。金額は550円だったと思う。

請求期間②は、国民年金の被保険者資格がないということだが、資格を喪失する手続をした記憶がなく、引き続き国民年金保険料を納付していた。

請求期間①及び②を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、20歳に到達した昭和45年*月頃、A町の美容室に住込みで勤務しており、請求者の国民年金保険料はその店主が納付してくれたはずであり、20歳の春に店を辞めて実家のC市に戻ってからは、両親が納付してくれたはずであるとしているが、その両親は既に他界しており、店主は高齢のため聴き取りができないとしている上、請求者は、その両親及び店主から自分に代わって国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたという話を聞いたことがなく、今までに年金手帳を受け取ったこともないとしていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、婚姻(昭和47年10月)後は、D村で自分が国民年金保険料を納付しており、金額は550円だったと思うとしているところ、昭和47年7月から昭和48年12月までの期間に係る月額保険料と一致するが、請求者は、「金額は550円」と主張するのみであり、同村は、当時の保険料は3か月納付であったと回答しているところ、請求者は当該額が1回の納付金額なのか1か月分の金額なのかは不明と申述している。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年1月頃に払い出されたものと推認され、D村の国民年金被保険者名簿及び「改製原住民票」によると、国民年金の資格取得日は昭和49年7月16日と記載されていることから、請求期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

加えて、上記の「改製原住民票」によると、請求者の国民健康保険の資格取得日は昭和 49 年 7 月 16 日と記載されていることから、同じ頃に国民年金の加入手続と国民健康保険の加入手続を行ったものと考えられる。

請求期間②について、請求者は、時期は忘れたが、集金による納付から口座振替による納付になったと申述するところ、D村は、少なくとも昭和 55 年頃までには口座振替が開始されていると回答している。

しかしながら、D村から提出された「改製原住民票」、「国民年金マスター内容」及びオンライン記録によると、請求者は昭和 56 年 6 月 25 日に被保険者資格を喪失しており、請求期間②は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

また、上記の「改製原住民票」、「国民年金マスター内容」及びオンライン記録によると、請求者は昭和 62 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を再取得しているところ、請求者は「D村役場から夫の扶養に入るよう言われたが、夫の会社から収入等を理由に断られたので自分で国民年金に再加入した。」と申述していることから、少なくとも、国民年金の被保険者資格を再取得する直前は国民年金に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間①は 54 月、請求期間②は 70 月の合計 124 月と長期間となり、当該期間における複数の市町村が延べ数十回にわたる保険料納付が無かったものと記録するのは考え難い。

加えて、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500095号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500013号

第1 結論

請求期間について、請求者の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月1日から平成3年5月13日まで

昭和60年5月1日から株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の記録では同社の資格喪失日が昭和61年1月1日となっている。しかし、私の記憶では平成3年5月12日まで勤務したはずであるので、資格喪失日を平成3年5月13日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者の株式会社Aにおける離職日は昭和60年12月31日となっており、請求期間において請求者が同社に勤務していたことが確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求者が株式会社Aにおいて昭和60年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和61年1月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、同年2月17日に、請求者が健康保険被保険者証を返納していることが、同原票により確認できる。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、請求者は、株式会社Aで厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年1月に国民年金に加入し、請求期間に係る国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できるほか、雇用保険受給資格者証により、請求者は昭和60年12月31日に離職し、昭和61年3月1日に求職の申し込みを行い、同年7月2日、同年7月30日及び同年8月27日の合計3回にわたり、計80日分の基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間当時の事業主及び同僚に対して、請求者であることを特定する方法による照会を望んでいないため、請求期間における請求者の勤務実態や社会保険への加入状況等について、当該事業主及び同僚から回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500158号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1500001号

第1 結論

昭和40年3月10日から昭和45年1月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年3月10日から昭和45年1月21日まで

企業年金連合会から基金加入期間等に関する通知が届いたため、ほかの年金記録も確認したところ、過去の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金として支給されたこととなっていた。支給日とされている時期は、A大学を退職して結婚した頃であり、すぐに夫の扶養家族となったが、脱退手当金制度は知らず、脱退手当金の請求手続や受け取った記憶もないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る脱退手当金は、当該脱退手当金に係る最終事業所であるB株式会社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年8か月後の昭和49年9月9日に支給決定されたこととなっており、事業主が請求者の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

しかしながら、D共済組合の回答により、請求者がB株式会社C工場を退職後に勤務したA大学における請求者のD共済組合加入期間については退職一時金として全額支給されていることが確認でき、当該支給決定日は同共済における資格喪失日(昭和49年4月1日)から約1か月後の昭和49年5月13日であり、請求期間に係る脱退手当金の支給決定日と近接していることから、当該退職一時金及び脱退手当金は、請求者の意思に基づいて請求されたものと考えられる。

また、請求期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない上、請求者から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。